

小清水町障がい者計画

小清水町障がい福祉計画

第5期(平成30年度～平成32年度)

小清水町障がい児福祉計画

第1期(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

小 清 水 町

目 次

第1 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の基本理念	3
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	3
5 計画の体系	4
第2 障がい者の現状	5
1 身体障がい者	5
2 知的障がい者	7
3 精神障がい者	9
第3 計画の推進	10
1 理解と交流の拡大	10
(1) 啓発・広報	
(2) 地域福祉・ボランティア	
(3) 社会参加	
2 生活支援の充実	12
(1) 相談体制	
(2) 疾病の予防と早期発見	
(3) 在宅サービス	
3 教育と早期療育の推進	14
(1) 障がい児療育	
(2) 教育	
4 雇用と就労の充実	15
(1) 雇用	
(2) 就労の場	
5 生活環境の整備	16
(1) 住まい	
(2) 福祉環境	

第4	計画の推進方策	19
第5	障がい福祉の基本的な方向	20
1	基本的な考え方	20
2	障がい福祉サービス等の利用実績	21
	(1) 訪問系サービス	
	(2) 日中活動系サービス	
	(3) 居住系サービス	
	(4) 相談支援	
	(5) 児童系サービス	
3	障がい福祉サービス等の数値目標	22
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
	(3) 地域生活支援拠点等の整備	
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
	(5) 就労移行支援事業所の利用者数	
	(6) 障がい者就労支援事業所の整備	
	(7) 障がい児支援の提供体制の整備等	
4	障がい福祉サービス等の必要な見込み量	25
	(1) 障がい福祉サービス	
	(2) 地域生活支援事業	
資	料	37

第1 計画の概要

1 計画策定の趣旨・背景

わが国では、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への批准を目的として、国内の障がい^{※1}者施策にかかわる法の整備を行ってきており、同年施行された「障害者自立支援法（以下「自立支援法」という。）」により、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する仕組みを新たに構築しました。

続いて、平成21年に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、平成23年8月には「障害者基本法の一部改正する法律」が成立し、すべての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会を実現することを目的に、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めることが盛り込まれ、この法律に基づき、平成25年9月には国の第3次障害者基本計画が策定されました。

さらに、障害者基本法改正にともなって、障がい福祉計画の法的根拠となっていた自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が平成24年に成立し、この法律では障害者基本法の理念を土台とし、これまで制度の谷間となっていた難病患者へのサービス提供や、知的障がい及び精神障がいにおける障がい区分の適切な配慮などの改正が行われました。

また、平成23年には「障害者虐待防止法」が成立し、障がいのある人への虐待の防止や養護者に対する支援に努めるとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人への通報義務が課されることとなりました。さらに、平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、平成28年4月より、公共機関において障がいのある人や家族から「社会的障壁^{※2}の除去」を求められた場合には、障がいのある人が他の者と同じように権利や機会をもち、行使ができるような調整を行う「合理的配慮^{※3}」を義務付けられ、障がいを理由とする差別的取扱いが禁止されています。

こうした国内の法整備の動きにより、平成26年2月19日には、わが国で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准され、効力を生ずることとなりました。

このような動きのなか、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、障がい者等が希望や能力、障がいや疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境の整備の必要性が謳われ、さらには、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の地域の公共サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組み作りの構築が盛り込まれています。

平成30年4月からは、児童福祉法の一部改正により、各都道府県及び市町村において、障がい児通所支援や障がい児相談支援等のサービス提供体制の計画的な構築を目指すため、市町村障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

小清水町では、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とした「小清水町障がい者計画・小清水町障がい福祉計画（第IV期）」を策定し、「ノーマライゼーション※4」及び「リハビリテーション※5」の理念の下に、事業を推進してきました。

「障がい者計画」は、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援し、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の仕組みづくりを推進し、障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、施策の基本的な考え方と方向性を明らかにした基本的な計画です。

一方、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、「障がい者計画」との整合性を図りながら、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の障がい種別を一元化し、各年度における福祉サービスに必要なサービスの種類ごとに必要となる量の見込みやその確保の方策を定め、障がい者等の自立と社会参加の実現を図る自立支援の観点から、地域の社会資源を活用した計画的なサービス提供体制の整備を図るために策定するものです。

小清水町は、障がいのある人の現状やニーズを把握するとともに、今後の障がい者施策を効果的に推進するため、「小清水町障がい者計画・小清水町障がい福祉計画（第5期）・小清水町障がい児福祉計画（第1期）」を策定します。

※1 障がい

第IV期計画以降、本計画内では法令等他に規定されている場合を除いて、「障害」を「障がい」と記載。

※2 社会的障壁

障がいのある人が、日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

※3 合理的配慮

障がいのある人が、他の者と同じようにすべての人権及び基本的自由を享有、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整。

※4 ノーマライゼーション

障がい者や高齢者が、他の人々と等しく生きる社会や福祉環境の整備の実現を目指す考え方。

※5 リハビリテーション

身体に障がいのある人などが、再び社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。

2 計画の基本理念

障がいのある人も障がいのない人も共に支え合い、住み慣れた地域ですべての人が自分らしく暮らしていくために、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」の理念の下、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指します。

3 計画の位置付け

小清水町障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定するものであり、小清水町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定し、小清水町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するものです。

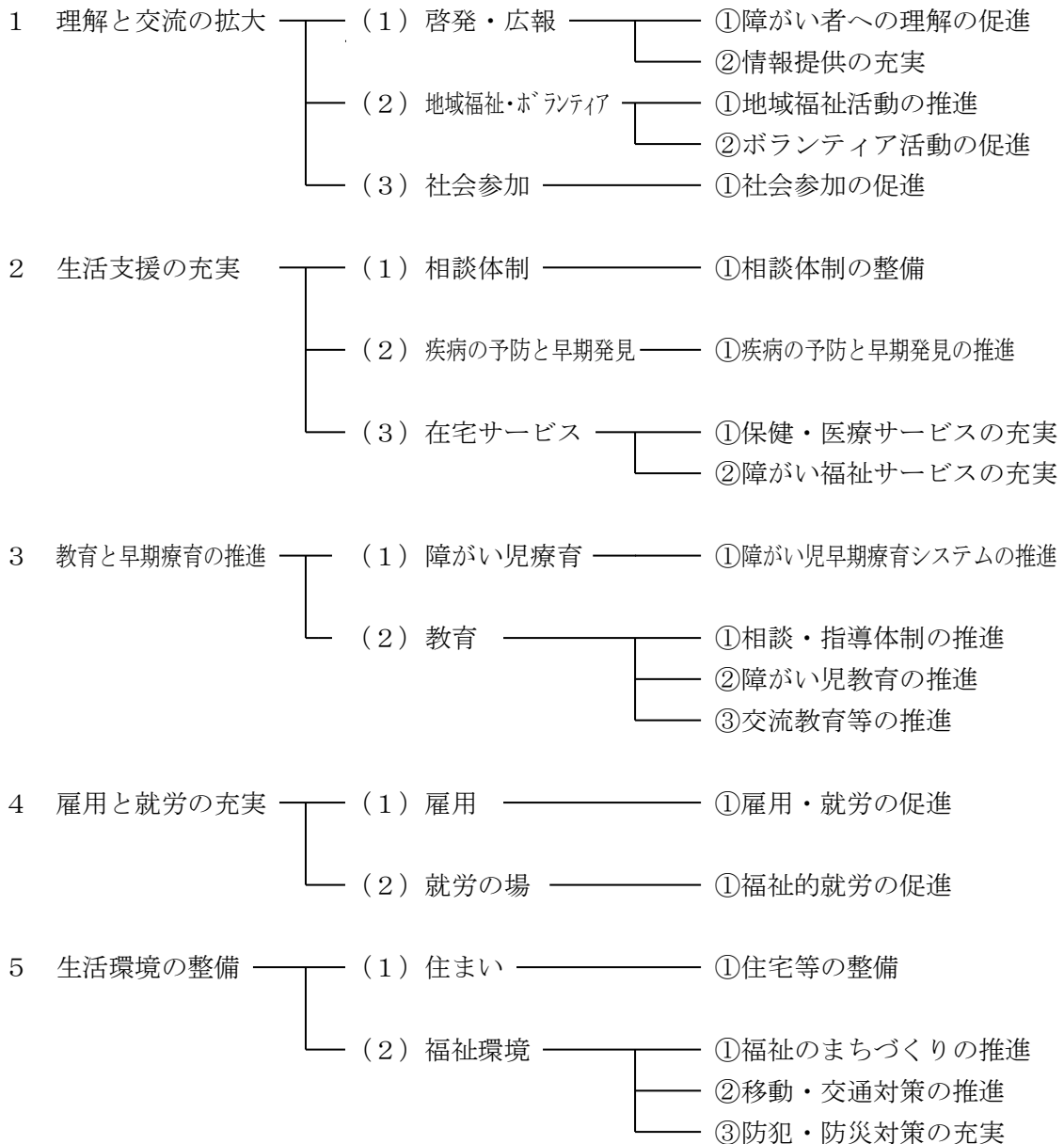
策定に当たっては、「小清水町総合計画」との整合性を図るとともに、他の障がい者関連計画との調整を図りながら推進します。

4 計画の期間

この計画は、第IV期計画の見直しを行い、自立支援法施行後のサービス利用の実績と進捗状況を踏まえ、平成32年度を目標に定め、計画期間を平成30年度から平成32年度までの3年間とし、その後3年ごとに見直しを行います。

5 計画の体系

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を踏まえ、次の5つの視点から施策の重点的な推進を図ります。



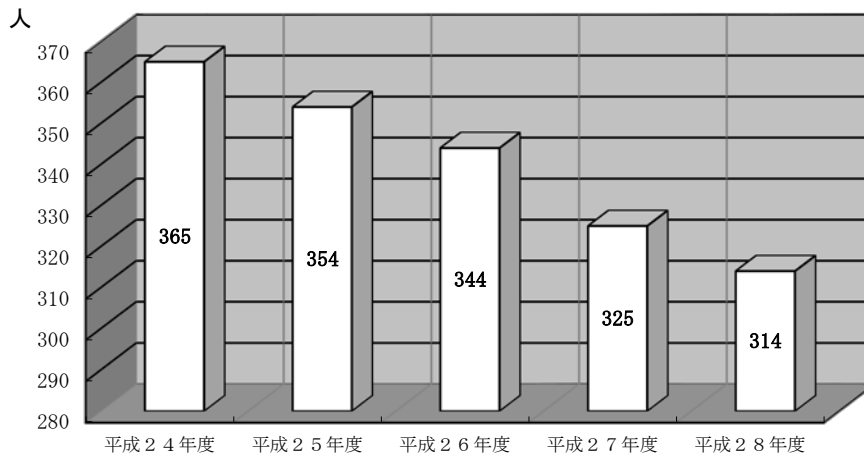
第2 障がい者の現状

本町における平成29年3月末現在の各障がい者数について、身体障がい者数は314人で、人口5,047人に対する割合は6.2%、知的障がい者数は53人で、人口に対する割合は1.1%、精神障がい者数は68人で、人口に対する割合は1.3%となっています。本町における詳細な状況は以下のとおりです。

1 身体障がい者

身体障害者手帳の交付者数は、平成29年3月末現在で314人となっており、平成24年度から平成28年度までの5年間では、51人、14.0%減少しています。

図 2-1-1 身体障害者手帳交付者数の推移



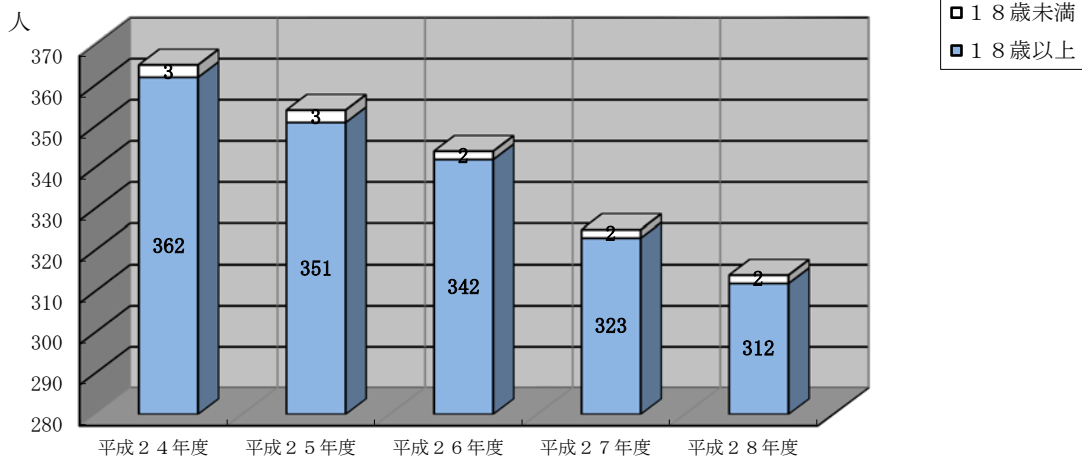
(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身障手帳交付者数	365	354	344	325	314

年齢階層別にみると、平成29年3月末では、18歳以上が全体の99.4%を占めています。

また、平成24年度から平成28年度までの5年間では、18歳未満が1人、33.3%、18歳以上が50人、13.8%とそれぞれ減少しています。

図 2-1-2 身体障害者手帳交付者数（児・者別）の推移

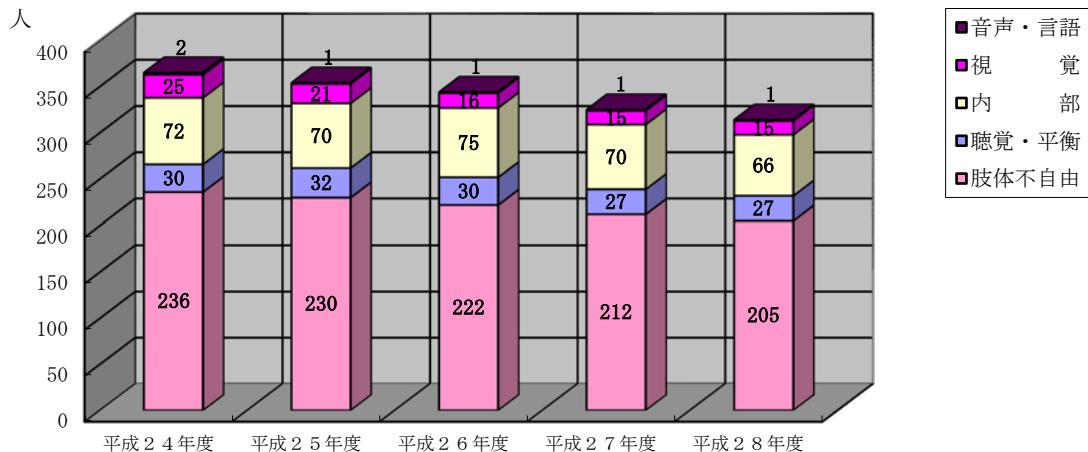


(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	3	3	2	2	2
18歳以上	362	351	342	323	312

障がい別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい、聴覚・平衡機能障がい、視覚障がい、音声・言語障がいの順になっています。
平成24年度から平成28年度までの5年間では、全ての障がい区分において減少しています。

図 2-1-3 身体障害者手帳交付者数（障がい別）の推移

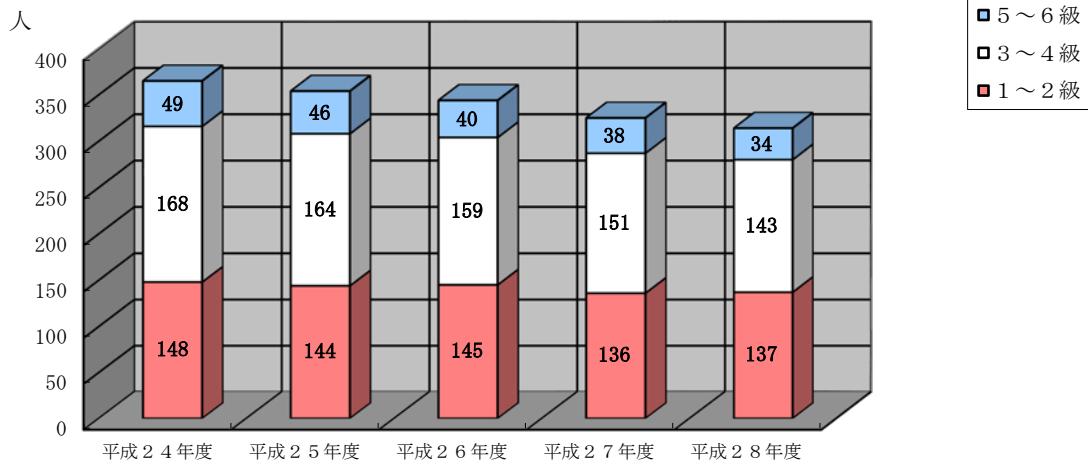


(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
肢体不自由	236	230	222	212	205
聴覚・平衡	30	32	30	27	27
内 部	72	70	75	70	66
視 覚	25	21	16	15	15
音声・言語	2	1	1	1	1

程度別では、平成24年度から平成28年度までの5年間では、1～2級の重度者が11人、7.4%、3～4級の中度者が25人、14.9%、5～6級の軽度者は15人、30.6%減少しています。

図 2-1-4 身体障害者手帳交付者数（程度別）の推移



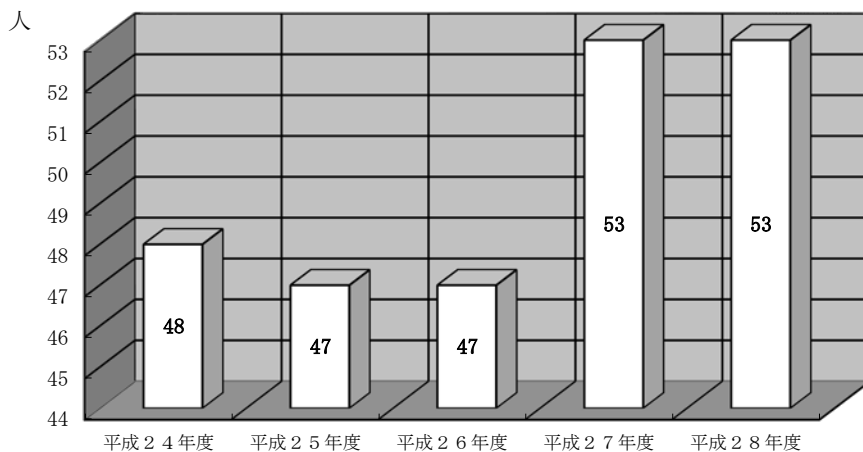
(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1～2級	148	144	145	136	137
3～4級	168	164	159	151	143
5～6級	49	46	40	38	34

2 知的障がい者

療育手帳の交付者数は、平成29年3月末現在で53人となっており、平成24年度から平成28年度までの5年間では、5人、10.4%増加しています。

図 2-2-1 療育手帳交付者数の推移



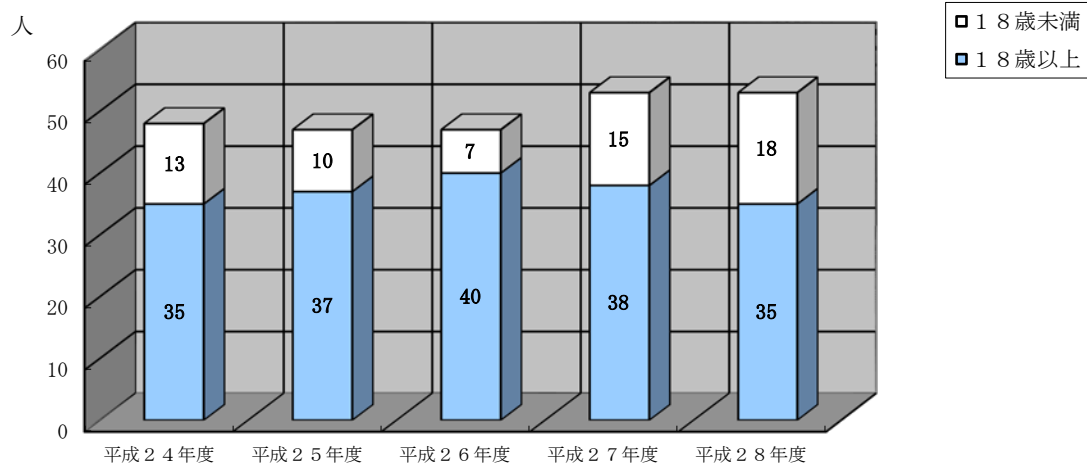
(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
療育手帳交付者数	48	47	47	53	53

年齢階層別にみると、平成29年3月末では、18歳以上が全体の66.0%を占めています。

また、平成24年度から平成28年度までの5年間では、18歳未満が5人、38.5%増加し、18歳以上は増減がなく横ばいになっています。

図 2-2-2 療育手帳交付者数（児・者別）の推移

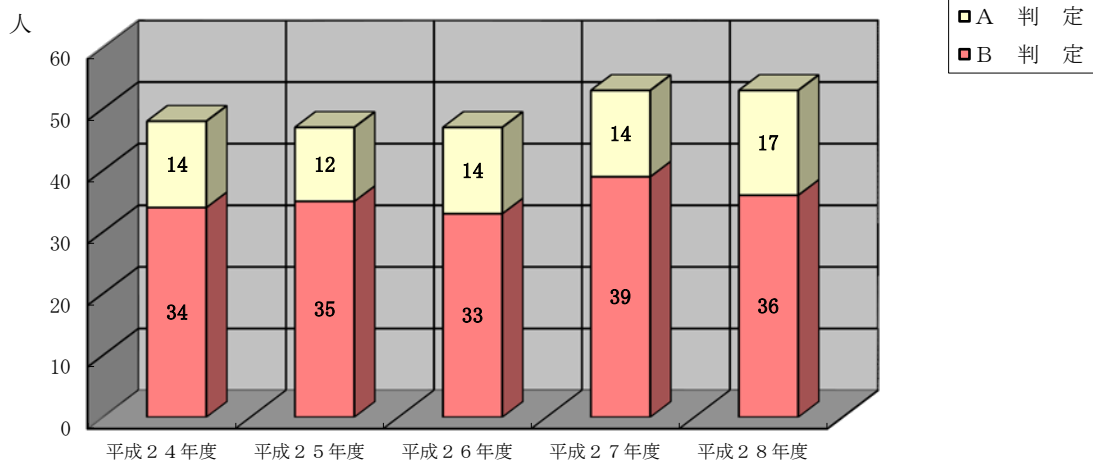


(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	13	10	7	15	18
18歳以上	35	37	40	38	35

程度別では、平成24年度から平成28年度までの5年間では、A判定は3人、21.4%の増加、B判定は2人、5.9%の増加となっており、平成28年度末現在A判定が17人と、全体の32.1%を占めています。

図 2-2-3 療育手帳交付者数（程度別）の推移



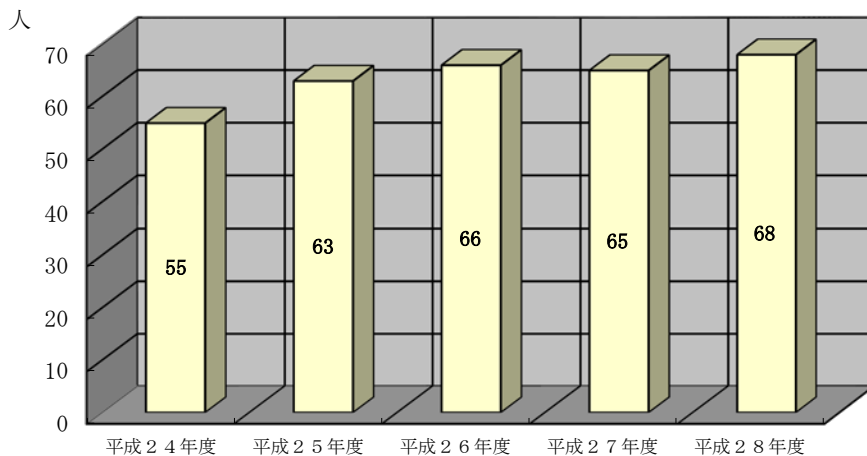
(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A 判定	14	12	14	14	17
B 判定	34	35	33	39	36

3 精神障がい者

網走保健所で把握している精神障がい者数（自立支援医療受給者証交付者）は、平成29年3月末現在で68人となっており、平成24年度から平成28年度までの5年間では、13人、23.6%増加しています。

図 2-3-1 精神障がい者数の推移



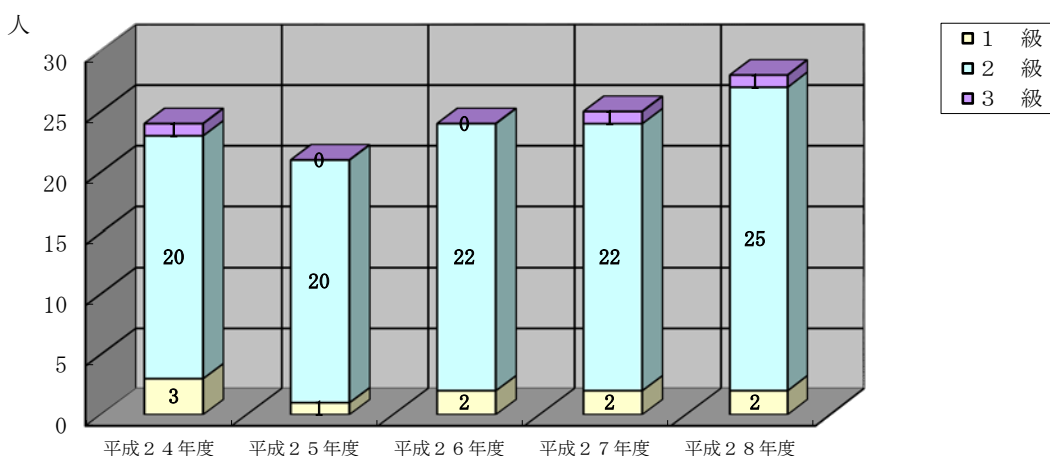
(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
精神障がい者数	55	63	66	65	68

また、精神保健福祉手帳の交付者数は、平成29年3月末現在で28人となっており、平成24年度から平成28年度までの5年間では、4人、16.7%増加しています。

精神保健福祉手帳交付者数は、自立支援医療受給者証交付者と重複しています。

図 2-3-2 精神保健福祉手帳交付者数の推移



(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 級	3	1	2	2	2
2 級	20	20	22	22	25
3 級	1	0	0	1	1

第3 計画の推進

1 理解と交流の拡大

(1) 啓発・広報

障がい者に対する正しい理解と認識を深めるため、様々な行事や広報活動等を通じて住民への啓発・広報を積極的に行い、障がい者の閉じこもり防止などに取り組むとともに、障がい者のための多様な情報提供に努めます。

① 障がい者への理解の促進

◇ 交流機会の拡大

各種事業や地域での交流体験、ボランティア活動への参加を通じ、障がいのある人とない人とが相互に交流し、理解を深める機会の充実に努めます。

◇ 広報活動の推進

「広報こしみず」や「町ホームページ」、「社協だより」、「ボランティア通信」などを活用した啓発広報活動を充実するとともに、啓発パンフレットの作成などによる情報提供に努めます。

◇ 講演会等の実施

地域生活支援事業における理解促進研修・啓発事業を活用した講演会等の実施により、障がい者に対する住民の理解を深めます。

② 情報提供の充実

◇ 障がい者等の特性に配慮した情報提供

障がい者等の特性に配慮した障がい者の身近な情報提供手段として、福祉サービス事業所の情報を提供するなど、多様な情報提供に努めるとともに、わかりやすい情報提供の仕組みづくりを推進し、情報格差の解消に努めます。

(2) 地域福祉・ボランティア

すべての町民が住み慣れた家庭や地域で支え合い、共に暮らしていくことができる社会的支援システムとして地域福祉の充実に図り、障がいのある人のニーズに合ったボランティア活動を促進します。

① 地域福祉活動の推進

◇ 地域福祉活動の推進

地域における福祉活動の中心である社会福祉協議会への支援・連携を強化し、民生児童委員、各種相談員、企業、自治会等の協力を得ながら、地域住民による相互の助け合い運動、交流の場づくりなどを行う小地域ネットワークづくりや地域福祉

活動拠点の整備・充実に努めます。

② ボランティア活動の促進

◇ ボランティアセンター活動の支援

ボランティア活動推進の拠点であるボランティアセンターが行う様々な相談への対応や地域福祉ニーズの把握、ボランティアの登録、斡旋などの活動を支援します。

◇ ボランティアの育成・活動の支援

社会福祉協議会を通じて、ボランティア養成研修を実施し、ボランティアの育成と発掘及び障がい者自らが参加する機会の充実を行うほか、ボランティアリーダーの養成に努めます。

また、ボランティア活動に対する情報提供の充実や活動が行いやすい環境を整え、障がいのある人のニーズに合ったボランティア活動への支援に努めます。

◇ ボランティア休暇導入の促進

地域におけるボランティア活動の促進を図るため、町職員へのボランティア休暇制度の周知や、町内企業に対して導入の働きかけを行います。

(3) 社会参加

障がいのある人が様々な人との交流を通して、障がいのある人への理解を深め、共に暮らしていくことができる地域社会の実現に向け、障がい者の社会参加を容易にするための条件整備やスポーツ・文化活動などへの社会参加を促進します。

① 社会参加の促進

◇ コミュニケーション手段の確保

視覚・聴覚障がい者等の意志疎通の円滑化を図るため、コミュニケーション支援事業の充実を図ります。

また、公益社団法人北海道ろうあ連盟との連携を図り、ネットワークづくりを支援するとともに、手話通訳者、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約奉仕員養成研修会開催への支援を行い、障がいへの理解と人材育成を図ります。

◇ 地域生活支援事業の充実

在宅障がい者のニーズに応じた地域生活支援事業の充実を図るとともに、福祉サービスの利用を通して障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

また、福祉サービス提供事業所の活動を支援し基盤整備の充実を図ります。

◇ スポーツ・レクリエーション及び文化活動

障がい者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室、障がい者スポーツ指導員の養成・研修、障がい者スポーツ大会への参加など、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の支援を図ります。

また、文化教室やレクリエーション指導員の養成講習への参加にかかる支援、作品の展示・販売場所の提供など、障がい者が文化芸術に親しむ機会の拡大を図ります。

2 生活支援の充実

(1) 相談体制

障がい者やその家族からの多様なニーズや福祉に関する悩み事の相談に、的確・迅速に対応できるよう相談体制を充実し、自らの権利を守ることが困難な障がい者の人権を保障し、主体的な生活への援助を行う支援体制の強化を図ります。

① 相談体制の整備

◇ 総合相談窓口の強化

障がい者やその家族から寄せられる様々な相談等に総合的に対応するため、地域包括支援センターに設置されている総合窓口を活用し、関係機関やサービス提供事業所、相談機関等とのネットワーク化や生活全般にわたるニーズと社会資源の活用調整を図るケアマネジメント機能を強化します。

また、平成24年度より実施されている計画相談支援、障がい児相談支援について、サービス等利用計画作成対象者の拡大に対応したサービス提供体制の確保を図ります。

◇ 各種相談員の配置

障害者相談員や民生児童委員など、障がい者の身近な相談者を適正配置するとともに、各相談員の研修機会の拡大を図ります。

◇ 障がい者の権利擁護にかかる相談

自己決定が困難である障がい者のサービス選択や手続きに関する相談支援の強化を図り、本人の人権を保障し自ら選択した主体的な生活ができるよう支援をしていくために、権利擁護を推進します。

また、権利擁護推進の一環として、成年後見制度の周知及び活用を促進します。

さらに、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待防止のための体制整備を推進します。

(2) 疾病の予防と早期発見

障がいの原因となる疾病の予防と早期発見のため、乳幼児期から高齢者に至るまでの各ライフステージに応じた各種健康診査、保健指導・相談等の充実を図ります。

① 疾病の予防と早期発見の推進

◇ 乳幼児期における予防と早期発見

乳幼児期における疾病の予防や早期発見を推進するため、妊産婦や乳幼児に対する訪問指導や栄養指導、各種健康診査の一層の充実を図ります。

◇ 生活習慣病等の予防と早期発見

各年代に応じた健康診査や各種検診の充実と受診率の向上を図り、脳卒中・心臓病・がんなどの生活習慣病をはじめとする疾病の早期発見を図ります。

また、健康教育・相談やパンフレットなどの広報事業の実施により、生活習慣病等の予防などに関する正しい知識の普及と意識の高揚に努めます。

(3) 在宅サービス

障がい者が住み慣れた地域において、自らの能力と適性に応じ自立した在宅生活を送ることができ、合わせて家族の介護等の負担を軽減するため、関係機関等との連携を強化し、保健・医療・福祉にかかる在宅サービスの一層の充実を図ります。

① 保健・医療サービスの充実

◇ 健康づくりの推進

家庭訪問による個別指導や個別健康相談を実施し、在宅ケアの充実を図るとともに、生涯学習を通して、生活習慣の改善指導や運動不足の解消など関係分野の連携の下、健康づくり教育を推進します。

◇ 精神保健の充実

精神障がい者に対する正しい知識の普及と地域の理解を図るため、関係機関との連携を図り、精神障がいの治療、社会復帰のための相談や家庭訪問を実施し、自立に向けた支援に努めます。

◇ 難病患者等への支援

難病患者等の居宅における療養生活を支援するため、関係機関との連携を図り、家庭訪問の実施により患者のニーズ把握、個別支援の推進に努めます。

◇ 自立支援医療の提供

総合支援法に基づく自立支援医療制度の周知を図り、適切な情報提供を行います。

② 障がい福祉サービスの充実

◇ 援助・支援サービスの充実

障がい者や家族のニーズに柔軟に対応し、地域で共に支え合い、自立した日常生活がでる支援体制の充実を図るため、相談支援体制の基盤強化やサービス提供事業所の確保、相談支援を含む地域生活支援事業の充実に努めます。

また、日常生活用具や補装具の給付をはじめとする既存サービスの充実、各種手当や助成制度の周知及び利用促進を図り、自立と社会生活を支援します。

3 教育と早期療育の推進

(1) 障がい児療育

在宅で心身に障がいのある子どもが、可能な限り家庭に生活の基盤をおきながら療育が受けられるように、障がい児早期療育システムの推進を図り、障がいのある子どもも将来地域で自立した生活を送ることができる体制の整備に努めます。

① 障がい児早期療育システムの推進

◇ 子ども通園センターの活用

障がい児一人ひとりが日常的に必要な療育や相談・指導を受けられるよう、障がい児療育の拠点である子ども通園センターの活用を図り、障がいの早期発見から速やかに療育へ移行できる体制の整備を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

◇ 関係機関との連携強化

専門性の高い療育ニーズに対応するため、子ども発達支援センターと連携を図り、子どもや家族の支援を進めるとともに、医療機関・保育所・幼稚園・学校・児童相談所・保健所などの関係機関との連携強化に努めます。

◇ 研修の充実

障がい児療育に携わる関係者の一層の資質向上を図るため、斜里地域子ども通園センターと連携し、研修制度への支援を図ります。

(2) 教育

障がいの状態や発達段階に応じた適切な教育を行い、障がいのある子どもたちが持っている可能性を最大限に伸ばし、社会で生きていくためのルールやマナーの理解に努めます。

また、自立の能力を伸ばし、心豊かな子どもの育成を目指した教育の充実を図るとともに、障がいに対する地域の人々の正しい理解と認識を深めます。

① 相談・指導体制の充実

◇ 就学指導等の充実

障がいのある児童・生徒や保護者の意向及び障がいの状況等を踏まえ、適切な就学相談や就学指導の充実に努めます。

◇ 進路指導の充実

義務教育修了後の障がいのある生徒の進路が確保されるよう、関係機関と一層の連携を図り、進路指導の充実に努めます。

② 障がい児教育の推進

◇ 教育環境の充実

「小清水町特別支援教育連携協議会」の活用により、発達障がいなどの障がい種別の多様化への対応を図り、障がいのある児童・生徒一人ひとりが、障がいの種別・程度・能力・適性等に応じた適切な教育を受けられるよう教育環境の整備に努めるとともに、教職員の資質の向上のための研修体制を整備します。

③ 交流教育等の推進

◇ 交流教育機会の充実

障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が、体験的な学習などを通して互いに理解を深めるよう、交流教育の機会を充実します。

◇ 日中活動の場の体制整備

障がい児の日中における活動の場を提供し、日常的に介護をする家族の一時的な休息の場を確保するとともに、家族の就労を支援し地域で安心して生活できるよう、日中活動の場の体制整備を支援します。

4 雇用と就労の充実

(1) 雇用

障がい者がその適性と能力を発揮して可能な限り雇用の場に就くことを支援し、経済的な自立と社会的な自立を促進し、また、自らの活動の場を広げるために、働く場の確保と条件整備に努めます。

① 雇用・就労の促進

◇ 障がい者雇用の促進

町は、率先して障がい者の雇用を進めるよう努めるとともに、町内事業主に対して、障がい者雇用に関する各種助成制度の周知や障がい者雇用率制度の達成について要請するなど、障がい者の適正や能力に応じた就業機会の確保に努めます。

また、就労が困難な障がい者については、日中活動系サービス利用を支援します。

◇ 就労支援の充実

ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、障がい者職業能力開発校等と連携を図り、就労を希望する障がい者への就労を支援するとともに、就労に役立つ資格取得を推進します。

◇ 各種制度の周知

障がい者の就労と社会参加を容易にするため、自動車改造費の助成、生活福祉資金貸付制度など、各種助成及び貸付制度の周知を図ります。

◇ 職親制度の活用

障がい者の就労の促進と社会復帰の支援のため、職親制度の活用を図ります。

(2) 就労の場

障がい者の意欲や能力に応じた就労が可能となるよう、地域活動支援センターを含めた多様な就労の場の確保を図り、障がい者就業・生活支援センターやサービス提供事業所との連携を強化し、障がい者の就労を支援します。

① 福祉的就労の促進

◇ 福祉的就労の支援

一般企業への雇用が困難である障がい者に対し、就労支援施設における福祉的就労を支援します。

◇ 高等養護学校との連携

高等養護学校卒業見込み者の進路の把握に努め、在学中の職場実習等の段階から福祉サービスが利用できるよう学校との連携を図り、卒業後の就労に向けた支援をします。

◇ 優先調達促進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「優先調達法」という。）に基づき、特定随意契約の規程を定め、障がい者就労施設等からの物品の調達に努めます。

◇ 障がい者就労支援事業所の整備

障がいのある人が町内で安心して暮らせるように、障がい者の就労の受け皿と体制の構築に向け、関係機関等との連携により、障がい者就労支援事業所の整備を目指します。

5 生活環境の整備

(1) 住まい

障がいのある人が障がいのない人と同じように、地域の一員として生き生きと安心して生活できる住まいづくりを推進し、障がい者の地域での自立生活や社会生活を支援します。

また、施設入所者の地域生活への移行に必要な情報提供とサービス基盤の整備に努めます。

① 住宅等の整備

◇ 町営住宅の整備等

段差の解消や手すりの設置など、引き続き障がい者や高齢者の利用に配慮した整備に努めます。

◇ 住宅改善の支援

障がいの状況に応じた適切な住宅改造が可能となるよう、相談体制の充実及び住宅改修の助成制度を充実するなど、住宅改善のための支援に努めます。

(2) 福祉環境

障がい者が住み慣れた地域の中で快適に生活できるように、多くの人が利用する公共的な建物や道路などの生活環境面のバリアフリー化を促進するとともに、障がい者の安全な暮らしの確保を図ります。

① 福祉のまちづくりの推進

◇ 福祉のまちづくりの推進

「北海道福祉のまちづくり条例」の内容や支援及び助成措置などの普及啓発に努め、障がい者や高齢者等の利用に配慮したまちづくりを推進します。

◇ バリアフリー化の推進

役場庁舎・図書館・学校等の公共施設について、障がい者に配慮した整備や改善に努めます。

◇ 公園の整備

公園の整備にあたっては、障がい者の利用を考慮した整備に努めます。

② 移動・交通対策の推進

◇ 移動ニーズへの支援

障がい者の外出時の円滑な移動を容易にするため、地域生活支援事業の充実を図るとともに、高齢者等タクシー利用給付事業の推進やヘルパーの養成など、移動支援策の充実を努め、社会参加の促進を図ります。

◇ 歩行空間の整備

障がい者にとって安全で快適な歩行空間を確保するため、占拠物の除去や歩道の整備等に努めます。

◇ 除雪サービスの充実

冬期間における障がい者の移動や生活への安心感の確保のため、除雪サービスの充実を努めます。

③ 防犯・防災対策の充実

◇ 防犯・防災に関する情報提供等の充実

広報誌の発行、パンフレットの作成、障がい者に配慮した地域防災マップの作成や「こしみず情報メール」の活用により、障がい者に対する防犯・防災知識の普及や情報提供の充実に努めます。

また、緊急通報システムの整備、救急医療情報キットの活用、聴覚障がい者へのファクシミリ設置により、緊急時の情報伝達の充実に努めます。

◇ 地域防災体制の確立

障がい者が安心して暮らせる環境を確保するため、火災や地震などの災害時に地域住民が自主防災組織等を通じ協力して防災活動を行えるように、平時より障がい者等自力避難の困難な者（避難行動要支援者）の現況把握に努め、名簿の作成・更新を定期的実施し、災害時の避難行動要支援者の安全確保に努めます。

第4 計画の推進方策

- 1 計画の総合的な推進を図るため、町の障がい福祉担当が中心となり、庁内関係部局が相互に連携して計画を推進します。
- 2 地域における障がい者を支えるネットワークシステムを構築し、中立・公平な相談支援事業の実施や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発及び改善等の推進を図るため、「地域自立支援協議会」を運営します。
- 3 障がい種別の一元化に伴い、障がい者の実態やニーズの把握に努めるとともに、経済・社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うなど、計画の積極的な推進に努めます。

4 広域的な調整

障がい福祉サービスを提供するための事業者の指定等に関して、市町村と北海道との間で密接な連携を図るとともに、本計画の策定・推進のために圏域 ※ごとに設置される「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、広域的な調整や整合性の協議を行います。

※ 圏域 …… 北海道が定める21圏域。本町は、北見市、網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、訓子府町、置戸町、大空町で構成される北網圏域に属する。

第5 障がい福祉の基本的な方向

1 基本的な考え方

小清水町は、障害者総合支援法に基づき、障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、次のように障がい福祉の推進方向を定め、障がいのある人も障がいのない人も共に支え合い、共に生活する地域社会の実現に努めます。

◎ 障がい者等の自己選択と自己決定の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を推進します。

◎ 三障がいにかかる制度の一元化及び難病患者等へのサービス提供

身体障がい・知的障がい・精神障がいに分かれていた制度が一元化されたことから、すべての障がい者に対応可能な障がい福祉サービスの充実に努めます。

また、平成25年4月以降障がい福祉サービスの利用が可能となった難病患者等へのサービス利用に関する情報の提供に努めます。

◎ 地域生活や就労支援等の課題に対応するサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に対応でき、多様化する課題に適切に対応できる相談体制とサービス提供体制の強化を図り、地域の社会資源を最大限に活用し、障がい者等の生活を地域で支え合う基盤の整備に努めます。

◎ 農福連携事業への取り組みを支援

小清水町農業担い手育成プロジェクト協議会に協力し、農福連携事業への取り組みを支援します。

また、障がい者就労支援事業所の設立を進めるとともに、障がい者の働く場づくりの確保に努めます。

2 障がい福祉サービス等の利用実績

第IV期計画が策定された平成27年3月から平成29年3月までの、各年度末（3月期）におけるサービスの利用状況は次のとおりです。

(1) 訪問系サービス

サービス名	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
居宅介護	1人	19日	0人	0日	1人	4日

(2) 日中活動系サービス

サービス名	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
生活介護	19人	343日	18人	384日	18人	360日
自立訓練(機能訓練)	－人	－日	－人	－日	－人	－日
自立訓練(生活訓練)	－人	－日	－人	－日	－人	－日
就労移行支援	1人	11日	1人	19日	2人	34日
就労継続支援A型	1人	12日	1人	21日	0人	0日
就労継続支援B型	7人	124日	6人	125日	6人	110日
療養介護	2人	56日	2人	58日	2人	56日

(3) 居住系サービス

サービス名	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
短期入所	－人	－日	－人	－日	－人	－日
共同生活援助 (グループホーム)	13人	358日	15人	424日	14人	377日
施設入所支援	12人	336日	12人	348日	12人	336日

(4) 相談支援

サービス名	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
計画相談支援(者)	33人		32人		32人	
計画相談支援(児童)	9人		8人		8人	

(5) 児童系サービス

サービス名	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
児童発達支援	9人	15日	9人	23日	8人	15日
放課後等デイサービス	0人	0日	0人	0日	0人	0日

3 障がい福祉サービス等の数値目標

本計画において、必要なサービスの量を見込むにあたっては、現行サービスが新しいサービス体系へ移行を完了する平成32年度を目標年度として、「障がい福祉サービス等」と「地域生活支援事業」のそれぞれのサービスごとに目標値を設定します。

※ 目標数値は実績を基に算出した数値であり、サービスの利用を制限するものではありません。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで平成32年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

・施設入所者の地域生活への移行者数

項目	数値	考え方
施設入所者数	12人	平成29年3月末の施設入所者数
平成32年度の地域生活移行者数 ^{※1}	0人	平成29年3月末の施設入所者数のうち、グループホームや自宅へ移行する者の数
平成32年度の減少見込み数 ^{※2}	0人	平成29年3月末の施設入所者数からの減少見込み数

※1 指針では平成29年3月末の施設入所者の9%以上が基本。

※2 指針では平成29年3月末の施設入所者から2%以上の減少が基本。

※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、障がい保健福祉圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することが基本とされ、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置が可能となります。

・市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

項目	設置の有無	考え方
協議の場の設置	—	医療関係者は、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者

※ 指針では平成33年3月末までの設置が基本。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することが基本となります。

・地域生活支援拠点等の整備

項 目	設置の有無	考 え 方
地域生活支援拠点等の整備	32年度	1市3町等による圏域整備（網走市）

※ 指針では平成33年3月末までの設置が基本。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

また、福祉施設における就労移行支援事業等の利用促進に努めます。

・福祉施設から一般就労への移行者数

項 目	数 値	考 え 方
年間一般就労移行者数	0人	平成28年度中に一般就労した者の数
一般就労移行者数	1人	平成32年度末に一般就労する者の数

※ 指針では平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上が基本。

(5) 就労移行支援事業所の利用者数

平成32年度において、就労移行支援事業所を利用する者の数値目標を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
就労移行支援事業所利用者数	2人	平成29年3月末の利用者数
就労移行支援事業所利用者数	3人	平成33年3月末の利用者数

※ 指針では平成29年3月末の利用者数の20%以上の増加が基本。

(6) 障がい者就労支援事業所の整備

障がいのある人が町内で安心して暮らせるように、障がい者の就労の受け皿と体制の構築に向け、関係機関等との連携により、障がい者就労支援事業所の整備を目指します。

・障がい者就労支援事業所の整備

項 目	設置の有無	考 え 方
障がい者就労支援事業所の整備	31年度	小清水町社会福祉協議会を主体として、事業所の整備を進める。

(7) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター（以下「センター」という。）を中心とした地域支援体制の構築や、医療的ニーズへの対応、医療的ケア児支援のための保健・医療・保健福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等について、検討を進めます。

・センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

項 目	設置等の有無	考 え 方
センターの設置	—	センター及び付随する保育所等訪問支援体制の検討を進めつつ、現行の児童発達支援事業（斜里地域子ども通園センター）を身近な療育の場として活用する。
保育所等訪問支援の充実	—	

※ 指針では平成33年3月末までの設置及び体制の構築が基本。

・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所（以下「重症支援事業所」という。）及び放課後等デイサービス事業所（以下「放課後デイ事業所」という。）の確保

項 目	設置等の有無	考 え 方
重症支援事業所の確保	—	現行の児童発達支援事業（斜里地域子ども通園センター）を身近な療育の場として活用しつつ、重症支援事業所及び放課後デイ事業所の拡充について検討を進める。
放課後デイ事業所の確保	—	

※ 指針では平成33年3月末までの確保が基本。

・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項 目	設置等の有無	考 え 方
協議の場の設置	30年度	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・保健福祉・保育・教育等の関係機関の連携促進を図ります。各都道府県・各圏域・各市町村それぞれの設置が基本ですが、北海道が関与した場合、各市町村単独ではなく圏域による設置が可能となるため、道の動向を注視。

- ※ 医療的ケアとは、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為（痰の吸引や経管栄養の注入など）。
- ※ 医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児。
- ※ 指針では平成31年3月末までの設置が基本。

4 障がい福祉サービス等の必要な見込み量

現在の利用者数等を基本として、今後3ヶ年間に必要な見込み量を設定します。

- ※ 目標数値は実績を基に算出した数値であり、サービスの利用を制限するものではありません。

(1) 障がい福祉サービス

①訪問系サービス

サービスの種類	サービス内容
居宅介護	自宅において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

現在の利用者数を基礎として、在宅障がい者のニーズや今後の利用者数の見込み数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の居宅介護サービス利用量

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28		H30	H31	
居宅介護	利用日数 (人日/月)	0	4	9	8	8	8
	継続利用者数 (人)	0	1	1	1	1	1
	利用者増減数 (人)	1	0	0	0	0	0

②日中活動系サービス

サービスの種類	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

現在の生活介護利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量に乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の生活介護利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
生活介護	利用日数 (人日/月)	384	360	388	448	448	448
	継続利用者数 (人)	18	18	18	19	19	19
	利用者増減数 (人)	0	0	1	0	0	0

※ 一人当たり平均約23～24日/月の利用を見込む。

サービスの種類	サービス内容
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がい者又は難病者等対象者に対し、一定期間、必要な訓練を行います。

現在の自立訓練（機能訓練）利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量に乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の自立訓練（機能訓練）利用者数 （単位：人）

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
自立訓練（機能訓練）		—	—	—	—	—	—

サービスの種類	サービス内容
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい者又は精神障がい者に対し、一定期間、必要な訓練を行います。

現在の自立訓練（生活訓練）利用者数を基礎として新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の自立訓練（生活訓練）利用者数

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
自立訓練（生活訓練）	—	—	—	—	—	—

サービスの種類	サービス内容
就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

現在の就労移行支援利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の就労移行支援利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
就労移行支援	利用日数 (人日/月)	19	34	0	0	40	60
	継続利用者数 (人)	1	2	0	0	2	3
	利用者増減数 (人)	1	△2	0	2	1	0

※ 一人当たり平均20日/月の利用を見込む。

サービスの種類	サービス内容
就労継続支援 (A型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所で雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者に対し、必要な支援を行います。

現在の就労継続支援（A型）利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の就労継続支援（A型）利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
就労継続支援 (A型)	利用日数 (人日/月)	21	0	0	0	20	20
	継続利用者数 (人)	1	0	0	0	1	1
	利用者増減数 (人)	△1	0	0	1	0	0

※ 一人当たり平均20日/月の利用を見込む。

サービスの種類	サービス内容
就労継続支援 (B型)	就労の機会や生産活動の機会の提供、就労への移行に向けた支援を目的として、必要な支援等を行います。

現在の就労継続支援（B型）利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の就労継続支援（B型）利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
就労継続支援 (B型)	利用日数 (人日/月)	125	110	130	141	187	210
	継続利用者数 (人)	6	6	6	6	8	9
	利用者増減数 (人)	0	0	0	2	1	0

※ 一人当たり約23日/月の利用を見込む。

サービスの種類	サービス内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

現在の療養介護利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数を勘案して目標値を定めます。

・月間の療養介護利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
療養介護	利用日数 (人日/月)	58	56	62	62	62	62
	継続利用者数 (人)	2	2	2	2	2	2
	利用者増減数 (人)	0	0	0	0	0	0

※ 一人当たり31日/月の利用を見込む。

③居住系サービス

サービスの種類	サービス内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

直近の短期入所利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数を勘案して目標値を定めます。

・月間の短期入所利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
短期入所	利用日数 (人日/月)	—	—	—	—	—	—
	継続利用者数 (人)	—	—	—	—	—	—
	利用者増減数 (人)	—	—	—	—	—	—

サービスの種類	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。 ※ 共同生活介護（ケアホーム）は、平成26年4月よりグループホームに一元化されました。

現在の共同生活援助利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数を勘案して目標値を定めます。

・月間の共同生活援助利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
共同生活援助 (グループホーム)	利用日数 (人日/月)	424	377	434	434	527	589
	継続利用者数 (人)	15	14	14	14	17	19
	利用者増減数 (人)	△1	0	0	3	2	0

※ 一人当たり31日/月の利用を見込む。

サービスの種類	サービス内容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

平成29年3月時点の施設入所者数を基礎として、入所施設から地域生活への移行目標者数を控除し、共同生活介護等での対応が困難で、真に施設支援が必要と判断される者の数を基礎として目標値を定めます。

・月間の施設入所支援利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
施設入所支援	利用日数 (人日/月)	348	336	372	403	403	403
	継続利用者数 (人)	12	12	12	13	13	13
	利用者増減数 (人)	0	0	1	0	0	0

※ 一人当たり31日/月の利用を見込む。

④相談支援

サービスの種類	サービス内容
計画相談支援	すべての障がい福祉及び地域相談支援の利用者に、サービス利用計画の作成を行います。

障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、原則として3年間で計画的にすべての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援の対象となる者として目標値を定めます。

・年間の計画相談支援者数（サービス利用計画作成者数）（単位：人）

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
計画相談支援	(者)	32	32	31	31	34	34
	(児童)	8	8	11	11	11	11

⑤児童系サービス

サービスの種類	サービス内容
児童発達支援	通所により利用する身近な療育の場として、未就学の障がい児に対して日常生活における基礎的な動作や集団生活への適応訓練等を行います。

現在の児童発達支援利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれるものを加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の児童発達支援利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
児童発達支援	利用日数 (人日/月)	23	15	27	33	33	33
	継続利用者数 (人)	9	8	9	11	11	11
	利用者増減数 (人)	△1	1	2	0	0	0

※ 一人当たり3日/月の利用を見込む。

サービスの種類	サービス内容
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。

現在の放課後等デイサービスの利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の放課後等デイサービス利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
放課後等デイサービス	利用日数 (日/月)	0	0	0	0	0	0
	継続利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
	新規利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0

(2) 地域生活支援事業

町が事業主体となって実施する地域生活支援事業は、単独あるいは障がい福祉サービスと組み合わせて、障がい者の自立した地域生活を支援します。

地域生活支援事業は、市町村が必ず実施しなければならない必須事業と、障がい者の日常生活又は社会生活を営むために必要と認められる事業を、市町村の実情にあわせて実施する任意事業があります。

利用者がサービスの選択を可能にするため、地域の社会資源の有効活用と社会資源の整備を推進し、今後のサービス利用見込み量の確保に努めます。

①必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去することを目的とした障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行い、地域住民への働きかけを強化します。

イ 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

ウ 相談支援事業

平成18年度から精神障がい者も障がい福祉サービスの対象となり、身体障がい者、知的障がい者とあわせて三障がい者が相談支援事業の対象となりました。

地域包括支援センターを総合的な相談窓口として、制度の周知を図り電話相談などに取り組みます。

また、関連する分野の関係者による「地域自立支援協議会」の運営により、ネットワークの構築を図ります。

エ コミュニケーション支援事業

手話通訳者等の登録の体制を整備し、意志の疎通が困難である人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者等の派遣事業を行います。

現在の利用実績を基礎として、コミュニケーション支援事業の利用者数の目標値を定めます。

・月間の派遣者数

(単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
コミュニケーション支援事業	1	1	0	0	0	0

オ 日常生活用具給付事業

重度障がい者等の日常生活の便宜を図るために、日常生活用具の購入に対しての助成を行います。

現在の利用実績を基礎として、給付件数の目標値を定めます。

- ・年間の日常生活用具給付件数 (単位：件)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
日常生活用具給付事業	1 5 6	1 4 3	1 5 2	1 6 8	1 6 8	1 6 8

※ 交付券の枚数を件数とする。ただし、ストマ用具は1枚＝2件で算出。

カ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者が、地域における自立生活・社会生活を送るために必要な事業として、現在の利用実績を基礎として利用者数等の目標値を定めます。

- ・年間の移動支援事業実利用者数及び延べ利用時間 (単位：人・時間)

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
移動支援事業	利用者数	7	9	1 0	1 0	1 0	1 0
	利用時間	2 8 5	2 8 8	3 7 0	4 1 1	4 1 1	4 1 1

キ 地域活動支援センター事業

障がい者に対し、創作的活動又は生産活動の機会を提供するために必要な事業として、現在の利用実績を基礎として利用者数の目標値を定めます。

- ・月間の地域活動支援センター事業利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域活動支援センター事業	2	1	2	2	2	2

ク 成年後見制度利用支援事業

費用負担が困難な重度の知的障がい者又は精神障がい者が、成年後見制度を利用するために必要な事業として、利用者数の目標値を定めます。

・年間の成年後見制度利用支援事業利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
成年後見制度利用支援事業	0	0	0	0	0	0

ケ 成年後見制度法人後見支援事業

障がい者の権利擁護を図るために、法人後見事業を実施している団体の活動を支援します。

コ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

※ 町単独開催が困難な場合は、近隣市町村との共同実施を検討します。

②任意事業

ア 更生訓練費給付事業

更生訓練を必要とする障がい者に社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を支給します。

・月間の更生訓練給付事業利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
更生訓練費給付事業	—	—	—	—	—	—

イ 社会参加促進事業

◎ 身体障がい者用自動車改造費助成事業

重度身体障がい者の自立と社会活動への参加を促進するため、自ら所有する自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

・ 自動車改造助成事業利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
身体障がい者用自動車改造費助成事業	0	0	0	0	0	0

◎ 通所交通費助成事業

障がい者等の自立と社会参加を促進するため、障がい者等が通所サービス事業所等に通所するための交通費を助成します。

・ 月間の通所交通費助成事業利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
通所交通費助成事業	14	14	16	16	16	16

資 料

○障がい福祉サービスの種類

根拠法	障がい福祉サービスの種類		障害支援区分により利用できるサービス	障害支援区分有効期間		支給決定期間		
				最短	最長	最短	最長	
総合支援法	介護給付	訪問系・その他	居宅介護	区分1以上	3ヶ月	3年	1ヶ月	1年
			重度訪問介護	区分4以上				
			行動援護	区分3以上				
			短期入所	区分1以上				
			重度障害者等包括支援	区分6以上				
	日中活動系	療養介護	区分5以上	3ヶ月	3年	1ヶ月	3年	
		生活介護	区分3以上 (50歳以上は区分2以上)					
	居住系	施設入所支援	区分4以上	3ヶ月	3年	1ヶ月	3年	
			(50歳以上は区分3以上)					
	訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）		非該当	非該当	非該当	1ヶ月	3年
就労継続支援A・B								
自立訓練		機能訓練	1ヶ月				1年	
		生活訓練						
就労移行支援								
児童福祉法	児童発達支援		非該当	非該当	非該当	1ヶ月	1年	
	放課後等デイサービス							

○地域生活支援事業で行うサービスの種類

サービスの種類		支給決定期間	障害支援区分有効期間
地域生活支援事業	相談支援事業		
	移動支援事業	1年	非該当
	地域活動支援センター事業		
	更生訓練費給付事業		
	日中一時支援事業		
	通所交通費助成事業		
	コミュニケーション支援事業		
	日常生活用具給付事業	随時	
	自動車改造費助成事業		

小清水町が実施する障がい者福祉施策

事業名	事業の概要	摘要
住宅整備資金助成事業	障がい者が自宅で快適な生活が送れるよう、所得に応じて住宅整備資金の助成を行います。 対象……1～4級に該当する視覚障がい者及び肢体不自由者	介護保険サービスなど、他の事業が優先されます。 (介護保険係)
温泉入湯料給付事業	1～2級に該当する重度の障がい者(児)の健康増進のため、入湯招待券・割引券を交付します。 重度障がい者……無料招待券年間12枚と年間半額の割引券を交付 重度障がい児……無料招待券年間48枚を交付	(福祉係)
特定疾患患者等通院交通費支給事業	特定疾患・腎臓機能障がい・精神疾患などの障がい者が町外へ通院するための交通費を助成します。	(福祉係)
重度心身障がい者医療費給付事業	医療機関を受診した場合に医療費の一部負担金を助成します。ただし、課税世帯については1割が自己負担となります。 対象……1～2級又は3級(内部障がい)に該当する障がい者	(医療保険係)
乳幼児療育相談	2～3歳児健康診査等の乳幼児の健康相談等において、発達支援センター(斜里地域子ども通園センター)専門員による療育相談を実施します。	(健康推進係)
精神障がい者社会復帰学級	回復途上にある精神障がい者の社会復帰に関する指導を、年度毎に事業計画・プログラムを作成し実施します。 年間実施回数……7回程度	(健康推進係)
緊急通報システム事業	1～2級に該当する重度の身体障がい者の急病、事故等緊急事態に迅速に救援活動できるよう、通報システムを無料で貸与します。	(介護保険係)
斜里地域子ども通園センター利用料助成事業	心身に障がいを持つ児童が斜里地域子ども通園センターを利用する場合の利用者の利用料を助成します。	(福祉係)
地域活動支援センター運営費負担事業	障がい者が通所する他市町村で運営する地域活動支援センター運営にかかる経費の一部を負担し、障がい者の自立と社会参加を支援します。	(福祉係)
高齢者等タクシー利用給付事業	町内の移動にタクシーを利用した場合、初乗運賃を超えた利用料金を助成する。 対象……1～2級に該当する障がい者(児) (視覚・聴覚・平衡機能・下肢・体幹・内部障がいに限る)	(福祉係)

平成30年3月現在

小清水町社会福祉協議会が実施する障がい者福祉施策

事業名	事業の概要	摘要
配食サービス	<p>食事の支度が困難となった心身障がい者の自宅にお弁当を届け、配達時に安否確認を行います。</p> <p>1食あたり・・・310円助成</p>	<p>平成26年10月～週2回配食</p> <p>(平成21年4月1日～)</p>
軽度生活援助サービス	<p>ホームヘルパーによる、日常的で簡易な援助（買物移送・温泉移送・通院移送等）が受けられます。</p> <p>利用料・・・30分未満200円（30分増すごとに100円追加）</p>	<p>介護保険法に定める要介護等認定者を除く。</p> <p>(平成21年4月1日～)</p>
寝具乾燥サービス	<p>虚弱、心身の障がいにより臥床している障がい者の寝具の衛生管理のため、春・秋2回乾燥消毒サービスを行います。</p>	<p>(平成21年4月1日～)</p>
除雪サービス	<p>冬期間除雪が困難な場合、避難路確保の除雪を自治会の協力を得て実施します。</p>	<p>(平成21年4月1日～)</p>
住宅窓のビニール張り	<p>厳冬期の防寒対策として、秋に住宅の窓にビニールを張り、春にはビニールをはがすサービスを実施します。</p>	<p>(平成21年4月1日～)</p>
介護用品の貸出	<p>福祉ベット・車椅子などの介護用品をお貸しします。</p>	<p>介護保険法・総合支援法が利用できない方</p>
日常生活用具の給付	<p>歩行が困難な方に1本杖（滑り止めスパイク含め）を支給します。</p>	<p>(平成15年4月1日～)</p>
生活福祉資金の貸付	<p>疾病・その他生活が困窮している世帯に、応急的な資金を無利子で貸付します。</p>	<p>(昭和61年4月1日～)</p>
日常生活自立支援事業	<p>福祉サービスの利用や日常的な生活費の管理などについて、生活支援員が援助します。</p>	<p>(平成25年4月1日～)</p>
法人後見事業	<p>成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下「成年後見人等」という。）になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。</p>	<p>(平成25年4月1日～)</p>
心配ごと相談所の開設	<p>年1回、弁護士による無料法律相談会を実施します。</p>	<p>(平成3年4月1日～)</p>

平成30年3月現在

小清水町地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりを協議するため、小清水町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 相談支援事業の運営、評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関相互の情報交換、連携及び協力等に関すること。
- (4) 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定・評価に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (6) その他、障がい福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は次に掲げる者をもって構成するほか、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定等のため必要とする関係者を加えることができる。

- (1) 指定障がい福祉サービス事業者
 - (2) 指定相談支援事業者
 - (3) 障害者相談員
 - (4) 小清水町副町長
 - (5) 小清水町保健福祉課
 - (6) その他町長が認める者
- 2 協議会に会長を置き、会長は副町長をもって充てる。
 - 3 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
 - 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者が職務を代理する。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、小清水町保健福祉課に置く。

(守秘義務)

第5条 協議会の構成員は正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該機関・法人の役職員でなくなった場合及び協議会の構成員でなくなった場合においても同様とする。

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会において協議し定める。

小清水町地域自立支援協議会委員名簿

No.	団 体 名	氏 名	備 考
1	小清水町社会福祉協議会 会長	由井 崇	関係団体
2	こしみず親の会 とともに歩む会 会長	白鳥 裕美	関係団体
3	小清水町自治会連合会 事務局長	澁川 隆	学識経験者
4	小清水町民生児童委員協議会 身障・知障部会 部会長	今井 仲子	学識経験者
5	人権擁護委員	小倉千賀子	学識経験者
6	小清水小学校教頭	小原 裕二	学識経験者
7	障がい者相談員（知的）	森 浩	学識経験者
8	障がい者相談員（身体）	前橋 信子	学識経験者
9	小清水町社会福祉協議会	佐藤 薫	関係団体 (サービス提供事業所)
10	小清水町副町長	鈴木 祐之	
11	小清水町保健福祉課長	村上 信二	